

(9) 北須磨文化センター

ア 専用使用の場合

●利用料金表（令和9年4月1日以降のご利用）

室名	定員 (名)	面積 (㎡)	利用料金（円）							空き枠予約 1時間につき
			抽選予約の申込						終日 (9:00~21:00)	
			午前 (9:00~12:00)	午後①		午後② (16:00~18:00)	夜間 (18:00~21:00)			
			平日・土曜 (12:00~16:00)	日祝日 (13:00~17:00)						
大会議室	250	234	11,550	15,400	15,400	7,700	11,550	46,200	3,850	
中会議室	30	64	3,150	4,200	4,200	2,100	3,150	12,600	1,050	
会議室(1)	10	30	1,500	2,000	2,000	1,000	1,500	6,000	500	
会議室(2)	15	36	1,800	2,400	2,400	1,200	1,800	7,200	600	
会議室(3)	20	44	2,100	2,800	2,800	1,400	2,100	8,400	700	
会議室(4)	30	56	2,700	3,600	3,600	1,800	2,700	10,800	900	
会議室(5)	20	40	1,950	2,600	2,600	1,300	1,950	7,800	650	
特別会議室	10	33	1,650	2,200	2,200	1,100	1,650	6,600	550	
和室1	30	54	3,000	4,000	4,000	2,000	3,000	12,000	1,000	
和室2	50	90	4,800	6,400	6,400	3,200	4,800	19,200	1,600	
料理室	40	122	7,800	10,400	10,400	5,200	7,800	31,200	2,600	
音楽室	40	109	5,850	7,800	7,800	3,900	5,850	23,400	1,950	
美術室	40	84	4,500	6,000	6,000	3,000	4,500	18,000	1,500	
陶芸室	40	98	5,250	7,000	7,000	3,500	5,250	21,000	1,750	
工芸室	30	59	3,150	4,200	4,200	2,100	3,150	12,600	1,050	
室名	定員 (名)	面積 (㎡)	抽選予約の申込							
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (17:30~21:00)	1時間延長料金 (21:00~22:00)	午前~午後 (9:00~17:00)	午後~夜間 (13:00~21:00)	終日 (9:00~21:00)	
プール									144,000	
体育館	全面	690	6,000	8,000	7,000	2,000	12,600	13,500	17,800	
	半面	345	3,000	4,000	3,500	1,000	6,300	6,750	8,900	
	バドミントンコート		1面1時間につき（1時間未満の端数は、1時間として計算） 400							
柔剣道室	全面	156	1,900	2,600	2,200	600	4,000	4,300	5,600	
	卓球台		1台2時間につき（2時間未満の端数は、2時間として計算） 350							

※空き枠予約でのご利用は、2時間以上のお申込みが必要です（1時間での利用はできません）。

(9) 北須磨文化センター

イ 個人使用の場合

●利用料金表（令和9年4月1日以降のご利用）

施設名称	利用料金（円）		
プール	15歳以上の者（中学生を除く）	1回利用	1回につき 600
		回数券利用	11回につき 6,000
	中学生以下	1回利用	1回につき 300
		回数券利用	11回につき 3,000
	障がい者15歳以上の者（中学生を除く）	1回利用	1回につき 300
		回数券利用	11回につき 3,000
	障がい者 中学生以下	1回利用	1回につき 150
		回数券利用	11回につき 1,500
	障がい者介護者（16歳以上）2名まで	1回利用	1回につき 300
	高齢者（65歳以上）	3か月定期	8,400
	セット券	トレーニング室1時間分とプール（同日に限る） 850	
柔剣道室		1時間につき 300	
トレーニング室	1回利用	1時間につき 300	
	回数券利用	1時間1回として11回につき 3,000	
美術室		250	
陶芸室	1時間につき	250	
工芸室		250	

備考：プールについては、20人以上50人未満の団体が使用する場合は、個人利用の利用料金の1割引とし、50人以上の団体が使用する場合は、個人利用の利用料金の2割引とする。

## 2 施設を営利目的で使用する場合の利用料金

- (1) 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
- (2) 上記以外の営利目的に使用するときは、3倍の額を適用する。

## 3 附属設備の利用料金

北須磨文化センター	陶芸窯	1台1時間につき	350円
	コピー	1枚につき	白黒 10円
			カラー 50円

備考

- 1 使用の回数については、ロッカーを使用する場合を除き、施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 3 中央区文化センターにおいては、スクリーン・プロジェクター、ミキサー、グランドピアノは、多目的ルームでの使用の場合のみ利用料金が発生する。

## 4 利用料金の納付

- (1) 施設の利用料金は、前納しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
  - ア 国又は地方公共団体が使用するとき
  - イ 指定管理者がやむを得ないと認めるとき
- (2) 附属設備の利用料金は、使用するときまでにその全額を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

## 5 利用料金の減免

- (1) 次の各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除する。
  - ア 市が文化センターの事業として使用するとき 免除
  - イ 公共団体又は公共的団体が神戸市立文化センター条例第1条に規定する目的のために使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるとき、利用料金の5割相当額の減額
  - ウ 公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき、利用料金の5割相当額の減額
  - エ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき、指定管理者がその都度定める額の減額又は免除
- (2) 上記(1)ウの利用料金の減額を受けようとする者は、申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、使用許可の申請と同時に指定管理者に提出しなければならない。

## 6 利用料金の返還

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、使用者に利用料金を返還することができる。
  - ア 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰することのできない理由により、施設を使用できないとき全額
  - イ 指定管理者が使用許可を取り消したとき全額
  - ウ 大ホールの使用者が、使用日の6ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき全額
  - エ 大ホール以外の施設の利用者が、使用日の1週間前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき全額
  - オ 大ホールの使用者が、使用日の1ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき半額
- (2) 神戸市立文化センター条例第10条第4項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者の発行した使用許可証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。